

2023.9.9

第19回日本司法精神医学会大会

責任能力に関する基本的な考え方について

～精神科医と法律家の間にある不幸な 誤解・対立の発展的解消のために～

前橋地方検察庁検事正

清野 憲 一

略歴等

- 1991年大学卒業
- 1993年検事任官
- 以後、東京、大阪、鹿児島、奈良等の地検に勤務
- 東京、さいたま地検の公判部長、千葉地検次席検事、松江地検検事正、最高検検事等を経て
- 2022.11より前橋地方検察庁検事正

https://researchmap.jp/kenichi_kiyono/misc

責任能力関係主要論文等

- 責任能力判断の責任論的・心理学的基礎と実践(1)～(4・完), 判例時報 2494-2497(2021年)
- 責任能力判断枠組の再構築－「能力」論からの離脱と法曹にとっての「第5ステップ」以降－『刑事法の理論と実務』所収(2022年)
- 雑誌企画座談会 季刊刑事弁護(2018年)、臨床精神医学(2018年)

利益相反(COI)開示

- 開示すべきCOI関係にある企業などなし

法曹から見て「困った精神鑑定(医)」

- 心理検査・聴取結果等を開示しようとしめない精神科医
- 対象者の精神症状よりもその精神障害の一般的症状の説明に終始する精神科医
- 争いのある事実について、自分の問診結果を元に「事実認定」し、他の可能性を認めようとしめない精神科医
- 一面からのみ光を当て、別の方向から光を当てることを拒む精神科医
- 一方当事者の質問に過度に防御的で回答を拒否する精神科医
- 「一方当事者」になってしまっている精神科医
- 平成20年判例を絶対視する精神科医
- 「医療観察法の対象とすべきなので心神喪失」
- 「クレプトマニアが重症だから心神耗弱」
- 鑑定書が簡略すぎて基礎資料も、判断過程も分からない鑑定書

精神鑑定において最も重要なことは「検証可能性」

- 中立性、能力は、結論(判決)によってしか分からないし、ここを問題とする判決は殆どない。
- 検証可能性があれば、結論が分かれる分岐点が明らかになる。つまり、そのことの当否が判断可能となる。
- 最も問題のある医師は、自らの結論を守らんがために、法廷での説明を拒む医師
- 心理検査結果、対象者からの聴取結果は(求められれば)開示原則
- その前提として、対象者からの聴取メモは、手書きでも構わないので保存
- 「鑑定書の簡略化＝鑑定の簡略化」でない。責任能力が争われる事例では、証人尋問が主体だが、その前提として、何を鑑定資料とし、どのような心理検査・面接を行い、どのように検討・判断を行ったかの過程が漏らさずに鑑定書に記載されていることが重要
- (腹が立つ質問が多いことはよく分かっていますが)法廷では丁寧に説明をする必要がある。

精神科医から見た「困った法曹」

- 起訴前鑑定が多すぎて鑑定医にとって過大な負担となっている
- 「過度の可知論」の立場から過度の機序説明を求められて困っている
- 「どこまでが可知でどこからが不可知か」と問われても答えようがない
- 法曹は「通常 of 社会生活を営んでいたから責任能力がある」と考えているのではないか
- 法曹は、精神症状のみに着目し、それをもたらした精神障害の性質や重要性を軽視しているのではないか

問題の所在

- 裁判員制度導入を契機とする法曹三者と司法精神医学解の対話が始まってから20年以上。
- 対話は今でも活発に行われている。
- では溝は埋まってきたのか？

- 溝が埋まっていないとすれば、その原因はどこにあるのか？
- 「困った精神鑑定(医)」と言うが、そのような精神鑑定(医)が生じる主な原因は法律家側にあるのではないか？

刑罰とは何か

1. 刑法の定める禁止・命令規範に反する何らかの意識的な行為(違法行為)がなされた場合に、
2. 法に違反する行為を行う意思決定に対する非難(責任非難)として
3. 科される制裁

責任能力制度における問題

- 精神症状が犯行に及ぼした影響の故に行為者に対する責任非難としての刑が減免される制度

しかし

- 如何なる場合に、どのような理由で、どの程度の刑の減免を認めるのかについての見解は一致していない
- 刑事裁判実務における精神鑑定や責任能力判断をめぐる精神科医と法律家における溝の多くは、この見解の不一致に由来する

旧刑法(明13)から現行刑法(明40)へ

- 旧刑法 「罪を犯すとき知覚精神の喪失によって是非を弁別しなかった者は、その罪を論じない。」
- 現行刑法 「心神喪失者の行為は、罰しない。心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。」

- 何故刑が減免されるのか分かりにくくなった
- しかし、意図せずして分かりにくくなった、のではない。
- (謙虚な態度)分からないものだから、無理に定義せずに法律術語として表現
- (先見の明)伝統的診断分類から操作的診断基準への流れ

刑事法の世界における「理論的基礎付け」の試み

- 「善悪を正しく認識して、悪い行為は思いとどまって実行しない能力」としての責任能力は論理必然！

責任の要素	責任能力
違法性の意識の可能性	善悪を正しく認識する能力
適法行為の期待可能性	悪い行為を思いとどまり実行しない能力

責任能力を「能力」問題に収斂して 判断を下す判断枠組の問題性

- 責任能力を「能力」問題に収斂して判断を下す判断枠組が様々な困難の根源
- 知能検査等人間のわずかな分野の能力を測る検査を除くと、人間の社会的な能力を測る指標など存在しない。
- ましてやここで問題となっているのは、「ある時点における」「犯罪を犯すことに関する」「弁識・制御能力」という、およそ精神医学が語る言葉を持たない「能力」
- 「認識し得たか」「回避し得たか」という仮定的な問題を持ち出すとすれば、解決不能な哲学的な問題に直結
- 人間の意識的行為を惹き起こす「知情意」のうち、①「知」の部分に過剰に光が当たりがち、②「情」(感情・気分)の部分に光が当たりづらくなる
- そもそも「能力」に問題を収斂して判断しなければならない理由も必要性もない

注) そうすると「責任能力」という言葉自体の妥当性が問われるが、以下でも引き続き「責任能力」の言葉を用います。

問われるべきは「刑が必要的に減免されるべき 精神障害者の行為とは如何なるものか」

- 責任能力制度に近似する制度・実務は古今東西に見出される。精神医学が生み出した制度でも、法律学が生み出した制度でもない。
- 責任能力制度を産み出したのは、人間の自然な情念や健全な社会常識
- 立法形式に照らしても、刑法39条は、責任能力制度を産み出したのは、人間の自然な情念や健全な社会常識に照らして自由に解釈してよい
- そうしなければ、責任能力制度を適切に後世に引き継いでいくことができなくなる。
- 問われるべきは、「何故心神喪失者や心神耗弱者の行為は必要的に刑が減免されるのか」ではなく、「刑が必要的に減免されるべき精神障害者の行為とは如何なるものか」
- そうであるならば、これを直截に問う判断枠組が相当

刑法上の責任非難は何に向けられるか

- 刑罰とは「刑法の定める禁止・命令規範に反する何らかの意識的な行為(違法行為)がなされた場合に、法に違反する行為を行う意思決定に対する非難(責任非難)として科される制裁」
- 「犯罪行為をすると決定したこと自体」と考えていたことが出発的における誤り
- 刑法上の責任非難に向けられる対象は「犯罪行動に及ぶことを発意してから遂行するに至る人の意思決定過程」の全体
- 責任能力論判断で問題とすべきも、この「犯罪行動に及ぶことを発意してから遂行するに至る人の意思決定過程」であるべき
- 「本件犯行時点」というピンポイントの「能力」を問題とすることには二重の意味での問題がある。

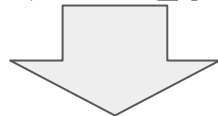
責任非難の向けられる人の意思決定過程の内実

■ 現代心理学・脳神経科学の知見

人間は、内外の環境からの刺激情報を受容し、神経系や脳の種々の回路の仲介を経た後、応答としての行動を行っている。そこでは、まず、内外の環境からの刺激情報について、個人とその置かれている環境との関係についての「認知的評価」が行われる。ここでは、人の記憶、学習、条件付けなどが作用する。これが、快・不快・喜怒哀楽などの「情動」や「感情状態」をもたらし、さらに、「思考と行動の傾向」を含んだ「行動衝動」が生起する。行動衝動が生起して意識にのぼると、これを巡って、個体内コミュニケーションが行われる。そして、特定の行動をするという意思決定がなされ、行動が遂行される。

在るべき責任能力判断枠組

- 「犯罪の意思形成から実行に至る心の動きは通常の心理学的過程として理解・説明することができるか」を検討し
- そこに通常の心理学的過程としては理解・説明することのできない精神症状（精神障害の症状）が介在していると認められる場合に
- それがどのような影響を（影響の中身）、どのように与えているか（影響の作用）に関する事実を認定し
- 「本件犯罪を決意したのは病気（通常の心理学的過程としては理解できない精神症状）のせいであって行為者のせいではないと言えるか。平均人を標準として行為者の意思決定を非難することは酷でありこれを控えるべきであると言えるか」
- 「国家（刑法）により平均人を標準としてなされる刑法上の行為者の意思決定を非難することは酷でありこれを控えるべきであると言えるか」



裁判官と裁判員が健全な社会常識に照らして評議・判断するに相応しいテーマ設定（東京高判平成21年5月25日・高刑集62巻2号1頁参照）

「8ステップ」論は何故法曹(裁判官) によって広く受容されたのか

- 疾病診断の困難性: 誠実な精神科医でも、複数鑑定では診断名や重症度等が一致しないことは普通に見られる
- 操作的(operational)診断基準の操作性(manipulational): 医師によって診断は様々。自ら志向する責任能力論判断に合わせて疾病診断を行う司法精神科医もなきにしもあらず
- ある精神障害に該当すると診断した場合、これに一般的に伴う精神症状の影響から犯行を説明していなかったか
- 統合失調症と診断した場合、一見正常に見える行動を全て異常(二重見当識)という精神症状によって説明しようとする傾向はなかったか
- 精神病者の行動は、一見合理的・正常に見えても、我々の理解の及ばないものであると過度に一般化して説明する癖はなかったか
- 「8ステップ」論に対する異論が司法精神科医の中に存在することはその理由と共に十分に理解するが、現下の問題状況に照らせば、「8ステップ」論が急速に法曹に普及した背景にも目をつぶるべきではない。

大審院昭和6年判例との関係

- 6年判例: 心神喪失とは「精神の障害によって物事の理非善悪を弁識する能力がなく、又はこの弁識に従って行動する能力がない状態」
- 「行動する能力」を「行動を思いとどまる能力」としたわけではない。
- 「良いことは良いこと、悪いことは悪いことと分かって行動する能力」と考える方が文脈上も素直
ex.悪いと分かっているから柱の陰に隠れて鞆に商品を隠す

平成20年判例の誤った読み方

- 平成20年判例:「生物学的要素である精神障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度については、その診断が臨床精神医学の本分であることにかんがみれば、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、その意見を十分に尊重して認定すべきものというべきである。」
- この「心理学的要素」を「是非弁別能力と行動制御能力という責任能力そのもの」と捉えると・・・
- 「生物学的要素である精神障害の有無及び程度並びにこれが是非弁別能力及び行動制御能力(責任能力)に与えた影響の有無及び程度については、専門家たる精神医学者の意見を十分に尊重して認定すべきものというべきである」=責任能力判断を精神科医に丸投げ
- このような読み方は、S53・S58・S59、H21年判例にも反し、採用できない。

平成20年判例の正しい読み方

- 「心理学的要素」を語義通り、「犯罪の意思形成から実行に至る心の動き」と読む。
- すると、平成20年判例は、「精神障害が犯罪の意思形成から実行に至る心の動きに与えた影響の有無及び程度については、精神医学者の意見を採出し得ない合理的な事情が認められるのでない限り、これを十分に尊重すべき」であるが、「正常心理で理解できる犯罪の意思形成から実行に至る心の動きは、事実認定者である裁判体が判断すべき事項である」という当然の事理を述べたに過ぎないこととなる。

結論:「問題のある精神鑑定」の主因は 法律家側にあるのかもしれない

- 法律家は、責任能力について明確な判断枠組を提供してこなかった
- 法律家は、下記の事項について明確な概念・枠組を示すべきだった
 - 責任能力とは何か:「能力」に収斂する判断枠組から離脱する必要
 - 何故刑が必要的に減免されるのか:普遍的な情念・社会常識
 - 責任能力判断における判断対象は何か:発意から遂行に至る心の動き
 - 精神科医が意見を述べるべき対象は何か:心の動きへの精神症状の影響
 - 精神科医が意見を述べる事実的基礎は誰が認定すべきか:事実認定者
 - 事実認定者(裁判官・裁判員)が判断すべき事項は何か:正常心理
 - 通常の心理学的過程として理解できる心の動きについて精神科医の意見と事実認定者の認定が異なった場合どちらが優先するのか:事実認定者
- 上の点についての共通認識が得られれば、精神鑑定を巡る法律家と精神科医の溝の大部分は埋められるのではないか?
- 現状認識:責任能力鑑定における機序の重視(「8ステップ」論もその一つの顕れ)、非難可能であるから責任能力ありとする裁判例の出現、「能力」論への精神科医や法律家からの疑問の提起、正常・異常基準や「理由過程能力」への着目等

(参考文献)

拙稿「責任能力判断の責任論的・心理学的基礎と実践1)~(4・完)」判例時報2494-2497(2021年)

結論:精神医学と刑法から見た「正常／異常」の関係 ～精神医学と刑法の説明・了解可能性の領分～

- テーマ:「犯罪の意思形成から実行に至る心の動き」
- 精神医学:精神障害・精神症状の影響に関する説明可能性
- 法曹:①通常 of 心理学的過程としての理解・説明可能性
②平均人を標準とした意思決定過程への非難可能性

※橙色楕円部分は精神科医が意見を述べる部分

橙色塗りつぶし部分は、精神科医の判断が合理的であれば精神科医の意見を尊重する部分

下記青色塗りつぶし部分は事実認定者の判断が優先する範囲

